

佐藤太郎議員に対する議員辞職勧告決議

昨年11月29日付けにて檀原市民オンブズマンから提出された要望書や、同じく12月2日付けにて部落解放同盟奈良県連合会飛騨支部長、大久保支部長から提出された抗議と申し入れ、さらに同じく12月20日付けにて自治労奈良県本部執行委員長から提出された申入書にあるように、佐藤太郎議員は一部の市職員に対して万歳を強要するなどの暴言、恫喝があったとの指摘を受け、本市議会12月定例会の本会議において問責決議が可決され、これを受けて、令和2年1月から檀原市議会政治倫理審査会による調査が行われた。

その結果、4月14日付けにて、本審査会会長から議長宛に報告書が提出され、佐藤太郎議員に関し、檀原市議会政治倫理条例違反の疑いが濃いと判断される事項が1点指摘された。その他の事項に関しては、関係する職員の供述と食い違うことから客観的な証拠がないため、審査会の判断対象となる前提事実としては取り上げることができなかったものの、関係する職員全員揃って、事実と異なる供述をしていると考えることは不自然であると思料されている。また、6月12日付けにて、市長から議長宛に提出された申入書によると、「檀原市議会政治倫理条例第4条第1号の「市民全体の代表として社会的な信用の失墜並びに品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」及び同条第7号の「市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくは地位による影響力を不正に行使させるような行為又はその疑いを受けるおそれのある態度をとらないこと。」とある政治倫理基準に違反する行為に留まらず、個人の人権侵害にも該当する許されない行為であり、極めて遺憾であります。」と記載されている。

檀原市議会政治倫理条例において、檀原市議会議員は市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、その負託に応えるため議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することが求められている。

また、議員は、市民全体の代表者として、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、市政

にかかわる自らの役割及び責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心及び責任を持って政治活動を行わなければならないとされている。

今回の佐藤太郎議員の行為は、市民と檀原市議会との信頼関係を大きく損ねたことは明白であり、その責任の重大さを認識して、直ちに議員を辞職すべきである。

また、本市議会としても市民の信頼を回復するために固い決意を示すことが強く求められる。

よって、ここに檀原市議会として、佐藤太郎議員の辞職勧告を決議する。

令和2年9月2日

檀 原 市 議 会